

# 河頭中学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大かつ深刻な人権問題である。

学校教育目標を叶えることを目的に、生徒が安心して学ぶことができる環境を目指し、本校に在籍する保護者、地域住民、民生児童委員、市教育委員会、児童相談所、警察署等の各種関係機関の連携の下、いじめの防止、早期発見及びいじめへの対処を総合的かつ効果的に推進するため、鹿児島市立河頭中学校いじめ防止基本方針を策定する。

**学校教育目標**  
心身ともに健康で、社会に貢献しようとする生徒を育てる

※この基本方針を定期的に点検や見直しを行い、必要な措置を講ずる。

**【家庭・校区地域との連携】**  
・PTA  
・5小学校区運営審議会等

## 【いじめ防止・対策委員会】

・目的 いじめの予防、早期発見、適切迅速な措置を定期的に点検、改善していくこと。  
・組織構成 校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、必要に応じて、教務主任・学年主任・関係教諭・スクールカウンセラー  
・場所 校長室 毎週火曜日3校時

**【関係機関との連携】**  
・市教育委員会青少年課  
・児童相談所  
・警察、駐在所  
・学校運営協議会委員  
・民生児童委員  
・いじめ防止対策推進法等

・教育活動の重点  
(1)【学級経営の充実】  
(2)【「確かな学力」の育成と学業指導の充実】  
(3)【心の教育の充実】  
(4)【生徒指導の育成】  
(5)【特活・生徒会活動の充実、進路指導・キャリア教育の推進】  
(6)【保健・安全・給食指導の充実】  
(7)【特別支援教育の充実】  
(8)【情報教育の推進】  
(9)【伝統や文化、自然に関する教育の充実】  
(10)【教職員の資質向上】  
(11)【特色ある開かれた学校づくりの推進】  
・生徒の主体的な活動  
朝のあいさつ運動  
朝の校内の清掃活動  
生徒会の日の活動  
・「いじめの態様」、「いじめの構造」に習熟する。  
・「いじめられている子供の出すサイン」、「いじめが起きた場合の対応方法」の活用

## 生徒指導提要 第4章 いじめより

### 【いじめの未然防止】

(1)基本的な考え方  
いじめは、子どもの心身の発達に重大な影響を及ぼすだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる問題である。「どこでも、誰にでも起こりうる」という視点を持ち、人として絶対に許されるものではないという基本的な考えのもと、仲間作りと人権意識の高揚の観点から、豊かな人間的なふれあいの機会を持ち、自己を自覚し、人格の育成を図ることが重要である。  
(2)いじめの未然防止のための取組  
・教職員の取組 あいさつ、声かけ、対話、相談をとおして生徒の心境を感じとる。  
・生徒の取組 級友同士のあいさつ、会話、表情に気をつける。  
・保護者の取組 子どもの健康状態、心身の変化に注意をする。

### 【いじめの早期発見】

(1)基本的な考え方  
いじめは大人の目の届きにくいところで巧妙に行われることが多い。教師(大人)は、子どもが発する救いを求めるサインを見逃さずにとらえ、迅速にして的確に指導することが大切である。いじめの認知を積極的にを行い、「いじめ見逃しゼロ」を目指す。  
(2)いじめの早期発見のための取組  
・教職員の取組 子ども同士の人間関係の変化、出来事に注意し、職員同士で情報交換を定期的に行う。定期的ないじめアンケート等の実施。  
・生徒の取組 子ども同士のうわさ、出来事を教師に伝える。  
・保護者の取組 子どもの話から学校へ相談をする。

### 【いじめに対する措置】

(1)基本的な考え方  
いじめの発見・相談をうけた場合は、個人で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮のもとに、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。  
(2)いじめに対する措置のための取組  
・教職員の取組 被害生徒を守り、人間関係を把握し、加害生徒の心情理解、対応方法を検討する。  
・生徒の取組 いじめをなくすために何が出来るか級友とともに具体策を考え実行する。  
・保護者の取組 被害(我が子の心情を理解し守る)、加害(我が子の状況を理解し、解消へ向け努める)、その他(傍観者でないように適切な行動をうながす)

## 【生徒指導体制】

・積極的な生徒指導を推進し、基本的な生活習慣の定着や集団生活での望ましい態度の育成を図り、社会的な資質や能力・態度を身に付けさせ、個々の生徒の自己指導能力を育成する。  
・「取組に関するチェックリスト」による体制等の改善  
**【相談体制】**  
事象の状況に応じて、個人で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」で情報を共有し、今後の対応について検討する。その際には、被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては教育的配慮のもとに、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全体の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携に努める。  
「いじめ実態調査」アンケートを実施・活用する。  
**【職員研修の重点】**  
・わかる楽しい授業・個に応じた学習指導の工夫改善  
・いじめ問題に予防・対処に関する職員の資質向上を目指した研修の実施。  
・「いじめ対策必携」(県教委)の読み合わせ等日々の活用  
・学校ネットパトロール事業検索結果の活用  
・SC、SSWとの連携